

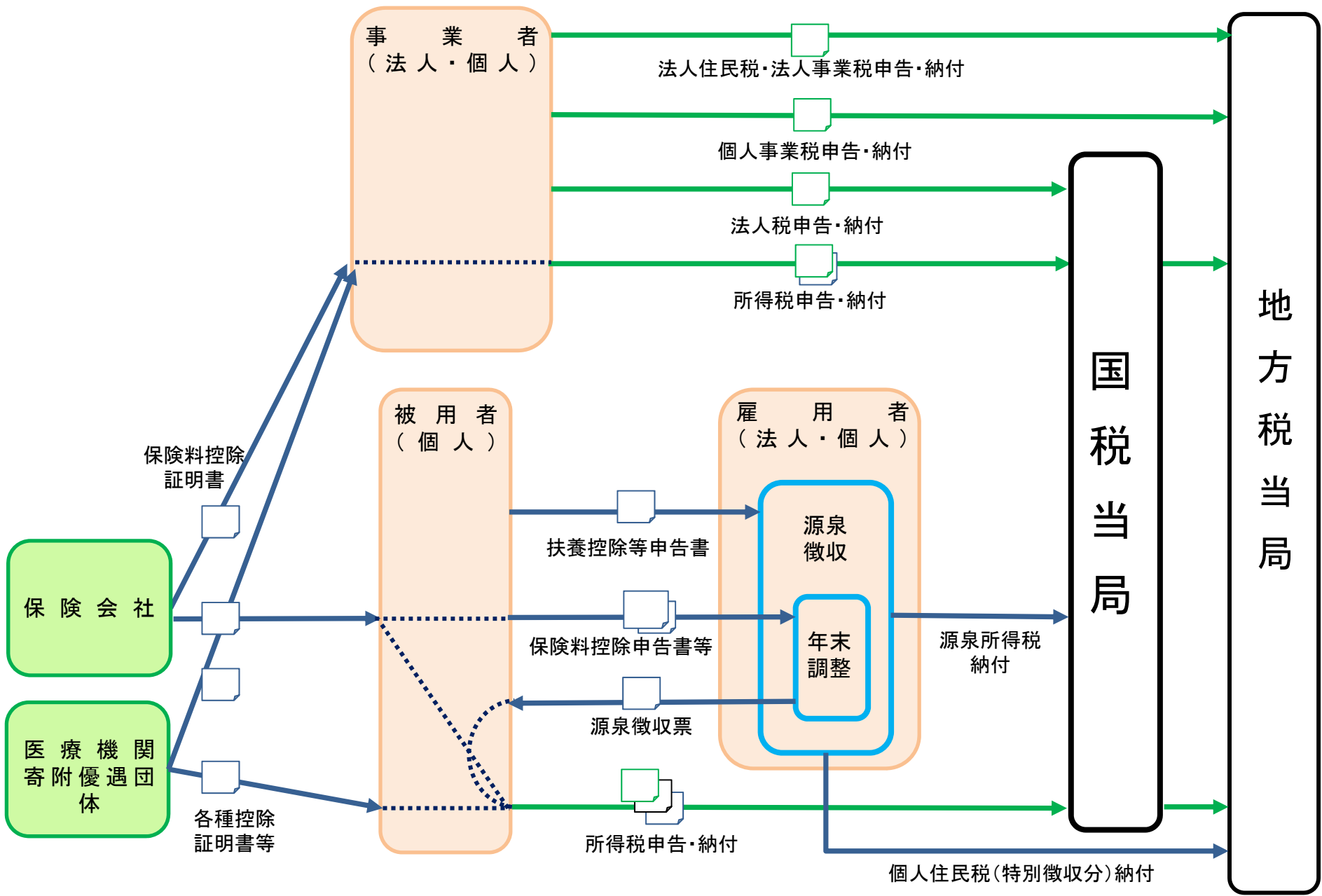
第9回行政手続部会
関係省庁ヒアリング（財務省） 附属参考資料

平成29年1月30日
財務省

【目次】

税務手続の流れ（イメージ）	1
<u>（1）「国税」「従業員の納税に係る事務」両分野に共通する意見関連資料</u>	
税務手続等の電子化・簡素化	3
税務手続の法的位置づけ	4
法人税の課税方式と立証責任の所在（国際比較）	5
消費税の軽減税率制度	6
近年の租税特別措置（法人税関係）の改正	7
近年の国際課税に係る手続等の整備	8
租税特別措置の適用状況の透明化等に関する法律（租特透明化法）	9
日本国外に居住する親族に係る扶養控除等の書類の添付等義務化	10
e-Tax（国税電子申告・納税システム）	11
<u>（2）「従業員の納税に係る事務」に関する追加意見関連資料</u>	
給与所得に係る源泉徴収・年末調整の概要	13
被用者の納税に係る事務負担の在り方（イメージ）	14

税務手続の流れ(イメージ)



(1)「国税」「従業員の納税に係る事務」両分野に共通する意見
関連資料

税務手続等の電子化・簡素化

手続の電子化

帳簿書類の電子化

手続等の簡素化

(施行開始)

平成10年

・電子帳簿保存制度の導入

平成15年

・電子申告、電子納税の導入

平成17年

・法定調書の提出方法の拡充
(光ディスクによる提出を可能とする)

・スキャナ保存制度の導入
(取引の相手方から受け取った一定の書類の電子保存を可能とする)

平成19年

・電子申告における電子証明書省略
(税理士等の代理送信における本人の電子署名省略)
・扶養控除等申告書の電子提出の導入

平成20年

・源泉徴収票等の電子交付の導入
・電子申告における第三者作成書類の添付省略(例 源泉徴収票、医療費の領収書等)

・コンビニ納付の導入

平成21年

・電子納税へのダイレクト納付の導入

平成23年

・年金所得者の確定申告不要制度の導入

平成26年

・法定調書の光ディスク等による提出義務化
(前々年に1,000枚以上提出の法定調書を対象)

平成27年

・スキャナ保存制度の対象拡大・要件の見直し
(全ての書類の電子保存を可能とする等)

・金融機関に対する取引照会の様式統一等

平成28年

・電子申告における添付書類の提出方法の拡充
(イメージデータ等による提出可能)

・スキャナ保存制度の要件緩和
(スマホ等による読取りを可能とする等)

・マイナンバー記載の対象書類の見直し

平成29年

・クレジットカード納付導入
・源泉徴収票・給与支払報告書の電子的提出の一元化
・法人設立届出等の添付書類削減
・異動届出書等の提出先の一元化

平成30年

・確定申告書に添付可能な証明書等の範囲の拡充
(電子的に交付された保険料控除証明書等のうち一定のもの)
・電子申告におけるマイナポータルとの連動
(医療保険者からの医療費通知データを電子申告に活用可能)

【オンライン(e-Tax)利用率】	(H19年度)	(H27年度)
○所得税申告書	18.4%	→ 52.1%
○法人税申告書	19.6%	→ 75.4%
(うち大法人等)	4.8%	→ 52.1%

【電子帳簿保存の承認件数】	(H20.6末)	(H28.6末)
○帳簿書類の電磁的記録による保存等	9.0万件	→ 17.7万件
○書類のスキャナ保存	33件	→ 380件

税務手続の法的位置づけ

- 納税は、憲法上定められた国民の義務。租税制度は、その納税義務履行のために必要な負担すべき税負担水準とそれを適正・公平に実現するための税務手続(申告納税制度)を規定。

<日本国憲法>

第三十条 国民は、法律の定めるところにより、納税の義務を負ふ。

- 税務手続は、基本的に行政手続法の適用除外とされており、国税通則法等において所要の手続を別途規定。

(参考)金子宏『租税法』(第21版)は、国税通則法第74条の14①(以下掲載)による適用除外について、以下の理由があるとしている。

- 国税に関する処分は金銭に関する処分であるから、事後的な手続で処理することが適当であり、この点については、国税不服審判所への審査請求が整備されていること、
- 国税に関する処分が大量・反復的であること、
- 限られた人員で適正・公平・迅速に手続の処理を図らなければならないこと、
- 審査の審査基準としては通達が公表されていること、 (以下略)

<国税通則法>

第七十四条の十四 行政手続法(平成五年法律第八十八号)第三条第一項(適用除外)に定めるもののほか、国税に関する法律に基づき行われる処分その他公権力の行使に当たる行為(酒税法第二章(酒類の製造免許及び酒類の販売業免許等)の規定に基づくものを除く。)については、行政手続法第二章(申請に対する処分)(第八条(理由の提示)を除く。)及び第三章(不利益処分)(第十四条(不利益処分の理由の提示)を除く。)の規定は、適用しない。

2 行政手続法第三条第一項、第四条第一項及び第三十五条第四項(適用除外)に定めるもののほか、国税に関する法律に基づく納税義務の適正な実現を図るために行われる行政指導(同法第二条第六号(定義)に規定する行政指導をいい、酒税法第二章及び酒税の保全及び酒類業組合等に関する法律(昭和二十八年法律第七号)に定める事項に関するものを除く。)については、行政手続法第三十五条第三項(行政指導に係る書面の交付)及び第三十六条(複数の者を対象とする行政指導)の規定は、適用しない。

<行政手続法>

第三条 次に掲げる処分及び行政指導については、次章から第四章の二までの規定は、適用しない。

六 国税又は地方税の犯則事件に関する法令(他の法令において準用する場合を含む。)に基づいて国税庁長官、国税局長、税務署長、収税官吏、税関長、税関職員又は徴税吏員(他の法令の規定に基づいてこれらの職員の職務を行う者を含む。)がする処分及び行政指導並びに金融商品取引の犯則事件に関する法令(他の法令において準用する場合を含む。)に基づいて証券取引等監視委員会、その職員(当該法令においてその職員とみなされる者を含む。)、財務局長又は財務支局長がする処分及び行政指導

十四 報告又は物件の提出を命ずる処分その他その職務の遂行上必要な情報の収集を直接の目的としてされる処分及び行政指導



税は、経済活動の自由を前提に最小限が望ましいとされる一般的な「規制」「行政手続」とは法的位置づけが異なる。

法人税の課税方式と立証責任の所在(国際比較)(未定稿)

- 諸外国では、申告納税方式を採る場合、立証責任は納税者側に所在することが多い。
- 他方、我が国では、税務訴訟における立証責任は、法律上明文の規定はないが、判例上、通常、税務当局が負うものとされている。そのため、正確な判断を行う前提として、詳細な書面提出を求めることが必要。

(2017年1月現在)

区分	日本	アメリカ	イギリス	フランス	ドイツ
法人税額確定の方式	申告納税	申告納税	申告納税	申告納税	賦課課税(注2)
一般的な立証責任の所在	税務当局	納税者	納税者	税務当局又は納税者(注1)	税務当局(注3)

- (注1) 行政仲裁機関による調停の後に訴訟となった場合。行政仲裁機関による調停を受けなかった場合には原則として納税者が立証責任を負う。
- (注2) 申告書提出後、税務当局の査定等を経た上で納税者に税額通知が送達されて初めて税額が確定する。
- (注3) 税額の軽減を要求するときは、納税者が立証責任を負う。

消費税の軽減税率制度について

税制抜本改革法第7条に基づく消費税率引上げに伴う低所得者対策として、平成31年10月から、軽減税率制度を実施する。

- 軽減税率の対象品目
 - ・ 酒類及び外食を除く飲食料品
 - ・ 定期購読契約が締結された週2回以上発行される新聞
- 軽減税率：8%（国分：6.24%、地方分：1.76%） 標準税率：10%（国分：7.8%、地方分：2.2%）

適格請求書等保存方式（インボイス制度）の概要

請求書等

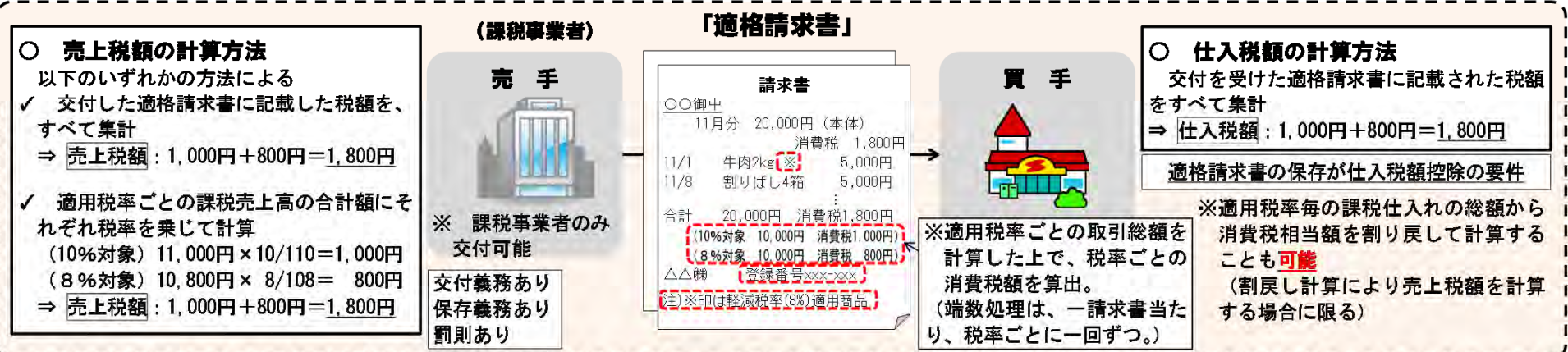
- 登録を受けた課税事業者（売り手）に対して、事業者から求められた場合の、適格請求書の交付・保存を義務付ける（課税事業者のみ適格請求書を交付できる）。
 - ※ 適格請求書の記載事項：発行者の氏名又は名称及び登録番号、取引年月日、取引の内容（軽減税率対象品目である場合にはその旨の記載を含む）、税率ごとに合計した対価の額（税抜又は税込）及び適用税率、税率ごとの消費税額等、交付を受ける事業者の氏名又は名称
 - ※ 不特定多数の者に対して販売を行う小売業、飲食業、タクシー業等については、適格請求書の記載事項を簡易なものとする事ができる（適格簡易請求書）。
 - ・ 「適用税率」及び「適用税率ごとの消費税額等」⇒ 「適用税率」又は「適用税率ごとの消費税額等」
 - ・ 「交付を受ける事業者の氏名又は名称」⇒ 省略
- 買い手は、適格請求書の保存を仕入税額控除の要件とする（免税事業者からの仕入れは、仕入税額控除不可）。
- 偽りの交付行為に対して罰則を設ける。

納付税額の計算方法

- 売上税額、仕入税額の計算は、
 - ・ 「適格請求書」に記載のある消費税額の「積上げ計算」と、
 - ・ 適用税率ごとの取引総額に110分の10、108分の8を乗じて計算する「割戻し計算」
 のいずれかの方法によることができる。
- ただし、売上税額を「積上げ計算」する場合には、仕入税額も「積上げ計算」（端数処理による益税を防止）。

導入時期 平成35年10月1日から導入（登録は平成33年10月1日から）。

※ 免税事業者が平成35年10月1日を含む課税期間中に登録を受けることとなった場合には、登録を受けた日から課税事業者となる。



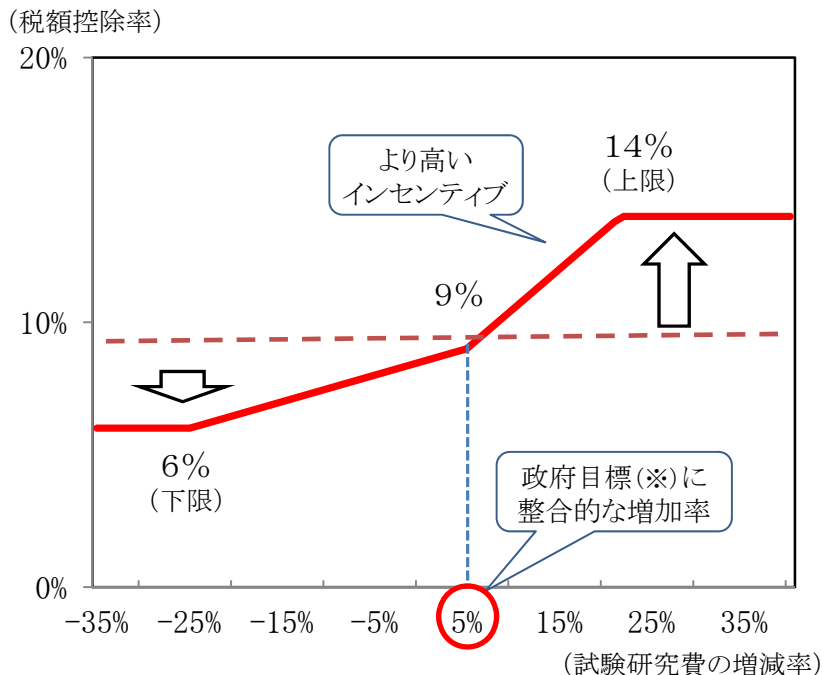
(注) 経過措置等についての説明は割愛している。

近年の租税特別措置(法人税関係)の改正について

- 近年、アベノミクスの推進の一環として、民間投資の活性化・個人所得の拡大などを図る観点から、「研究開発税制」「所得拡大促進税制」といった租税特別措置の改正を毎年度行っている。
- 「研究開発税制」「所得拡大促進税制」については、適用を受ける上で、それぞれ「試験研究費」「給与等支給総額」の増加額等を確認し、要件該当性を判断した上で、所定の明細書(法人税申告書別表、付表)を提出する必要がある。

《研究開発税制の見直し(29年度税制改正)》

- 現行の総額型(試験研究費の一定割合を税額控除する方式)が、企業の研究開発投資の一定割合を単純に減税する形となっている構造を見直し、試験研究費の増減に応じた税額控除率とすることで、増加インセンティブを強化。



(※)官民の研究開発投資を2020年に対GDP比4%以上(民間については同3%)とする目標。

《所得拡大促進税制の見直し(29年度税制改正)》

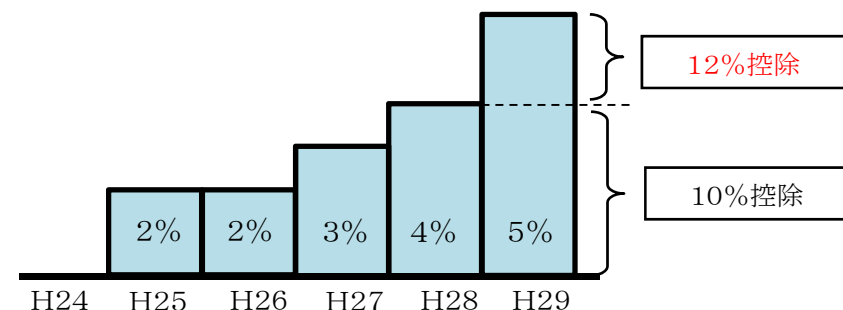
- 大企業について、2%以上の賃上げを行う企業に支援を重点化した上で、前年度からの給与支給総額の増加額への支援を大幅に拡充。

【要件】

- ① 給与等支給総額：平成24年度から一定割合以上増加(変更なし)
- ② 給与等支給総額：前事業年度以上(変更なし)
- ③ 平均給与等支給額：前事業年度を上回る
⇒ 前年度比2%以上増の要件に変更

【税額控除】

給与等支給総額の24年度からの増加額の10%の税額控除に加え、前年度からの増加額について、2%の税額控除を上乗せ(合計12%)



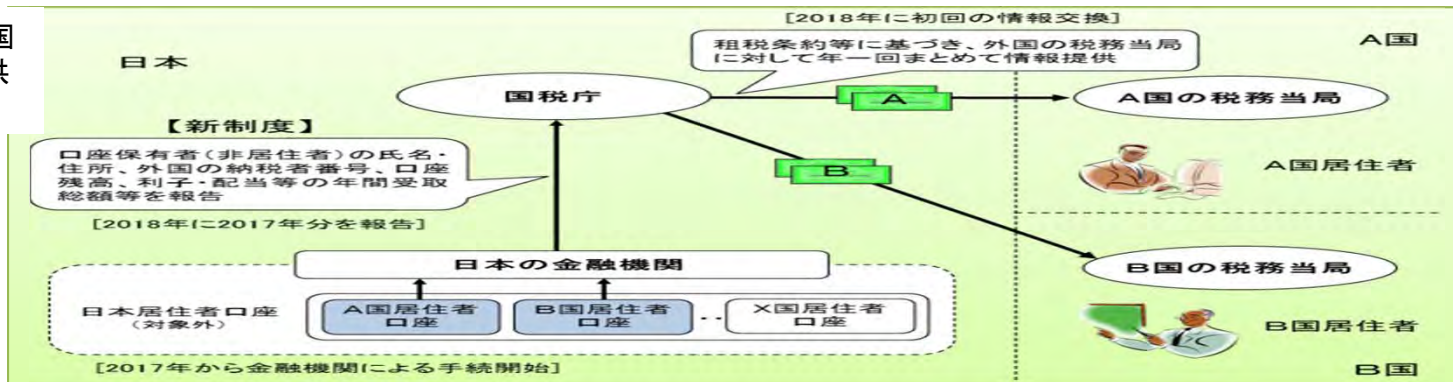
近年の国際課税に係る手続等の整備

近年、国際的な租税回避が問題となる中、G20/OECD・BEPS(税源浸食と利益移転)プロジェクト等の国際的な枠組みの下、国際的な議論をリードしてきた我が国としても、新たな報告制度を導入するなど国際課税に係る手続の整備を行っている。

○非居住者に係る金融口座情報の自動的交換のための報告制度

海外の金融機関を利用した国際的な脱税・租税回避に対処するため、G20において、税務当局間で非居住者に係る金融口座情報の自動的交換の実施について合意したことを受けて、日本も、金融機関による非居住者の口座情報の報告制度を整備。口座開設時等に提出する「新規届出書」、居住地国に異動があった場合に提出する「異動届出書」といった手続を新たに導入。金融機関は届け出られた情報をとりまとめ、国税庁に報告する必要。(平成27年度税制改正)(初回の提出期限は平成30年4月末)

[日本から外国への情報提供のイメージ]



○移転価格税制に係る文書化制度の整備

多国籍企業グループのグループ内取引を通じた所得の海外移転に対して適正な課税(いわゆる移転価格課税)を図るため、多国籍企業グループのグローバルな取引の透明性を高める観点から、BEPSプロジェクトの勧告を踏まえて、多国籍企業情報の報告等(移転価格に関する文書化)に係る制度を整備。多国籍企業グループに以下の情報提出を義務付け。関連する届出書等の手続を新たに導入。(平成28年度税制改正)(3月決算法人の国別報告書の初回提出期限は平成30年3月末)

- ・ **ローカルファイル:** 自国企業の国外関連者との取引における独立企業間価格を算定するための詳細な情報
- ・ **国別報告書:** 多国籍企業グループの各国別の所得、納税額の配分等、多国籍企業グループの各国別の活動状況に関する情報
- ・ **マスターファイル:** 多国籍企業グループの組織・財務・事業の概要等、多国籍企業グループの活動の全体像に関する情報

ローカルファイル<親・子会社が各々作成>

- ✓ 組織図
- ✓ 経営戦略
- ✓ 主要な競合他社
- ✓ 主要な関連者間取引と取引背景
- ✓ 移転価格算定根拠
- ✓ 財務諸表等

国別報告書<親会社が作成>

- ✓ 親会社・子会社所在国ごとの多国籍企業グループの下記情報
 - 総収入・所得・税額・資本金等の財務情報
 - 従業員数
 - 有形資産額
 - 主要事業等

マスターファイル<親会社が作成>

- ✓ グループの組織図
- ✓ 事業概要
- ✓ 保有する無形資産の情報
- ✓ グループ内金融活動に関する情報
- ✓ グループ全体の財務状況と納税状況

租税特別措置の適用状況の透明化等に関する法律(租特透明化法)(平成22年成立)

目的

租税特別措置について、その適用状況の透明化を図るとともに、適宜、適切な見直しを推進し、もって国民が納得できる公平で透明性の高い税制の確立に寄与する。

対象とする租税特別措置

租税特別措置法に規定する措置のうち、特定の行政目的の実現のために設けられたもの（政策税制措置）とする。

適用実態調査の実施等

- (1) 法人税関係特別措置（減収効果のあるもの）の適用を受ける法人は、適用額明細書を法人税申告書に添付しなければならない(平成23年4月1日以後終了する事業年度の申告から適用)。
- (2) 財務大臣は、法人税関係特別措置について、適用額明細書の記載事項を集計し、措置ごとの適用法人数、適用額の総額等を調査する（国税庁長官に委任）。
- (3) 上記のほか、財務大臣は、租税特別措置の適用実態を調査する必要があるときは、税務署長に提出される調書等を利用できるほか、行政機関等に対し資料の提出及び説明を求めることができる。

報告書の作成と国会への提出等

- (1) 財務大臣は、毎会計年度、租税特別措置の適用状況等を記載した報告書を作成。内閣は、これを国会に提出する（翌年1月に開会される国会の常会に提出することを常例とする）。
- (2) 行政機関の長等は、政策評価を行うため、財務大臣に対し、適用実態調査により得られた情報の提供を求めることができる。

(参考) 平成23年度分(第1回)の報告書は平成25年3月1日、平成24年度分(第2回)の報告書は平成26年2月4日、平成25年度分(第3回)の報告書は平成27年2月17日、平成26年度分(第4回)の報告書は平成28年2月5日にそれぞれ国会提出(いずれも、税法の提出と同日)。

日本国外に居住する親族に係る扶養控除等の書類の添付等義務化(27年度税制改正)

【会計検査院の平成25年度決算検査報告における指摘】

日本国外に居住する親族に係る扶養控除については、「適用要件を満たしているか十分な確認ができていないまま扶養控除が適用されている」状況となっており、「今後、財務省において、国外扶養親族に係る扶養控除制度の在り方について…(略)…検討を行っていくことが肝要である」との指摘がなされている。

(注) 国外扶養親族21人に係る扶養控除の額を、他の所得控除額と合わせて所得金額1,062万余円から控除して、源泉徴収税額111万余円的全額還付を受けている事例がある。

(参考) 現行制度上、納税者は扶養控除の適用を受けるに当たり、「納税者の親族であることを確認できる書類」や「納税者が親族の生活費等に充てるための支払を行ったことを確認できる書類」等の提出が義務付けられていない。



日本国外に居住する親族に係る扶養控除等の適用を受ける納税者に対して、確定申告書や扶養控除等申告書等に次の書類を添付等することを義務付ける。

給与所得者の場合、国外居住親族に係る扶養控除の適用を受けるためには、その年最初に給与等の支払を受ける日の前日までに①の書類を、その年最後に給与等の支払を受ける日の前日までに②の書類を給与所得者の扶養控除等申告書に添付等しなければならない。

① 納税者の親族であることを確認できる書類

〔例：戸籍の附票の写し、出生証明書〕

② 納税者が親族の生活費等に充てるための支払を行ったことを確認できる書類

〔例：送金依頼書、クレジットカード利用明細書〕

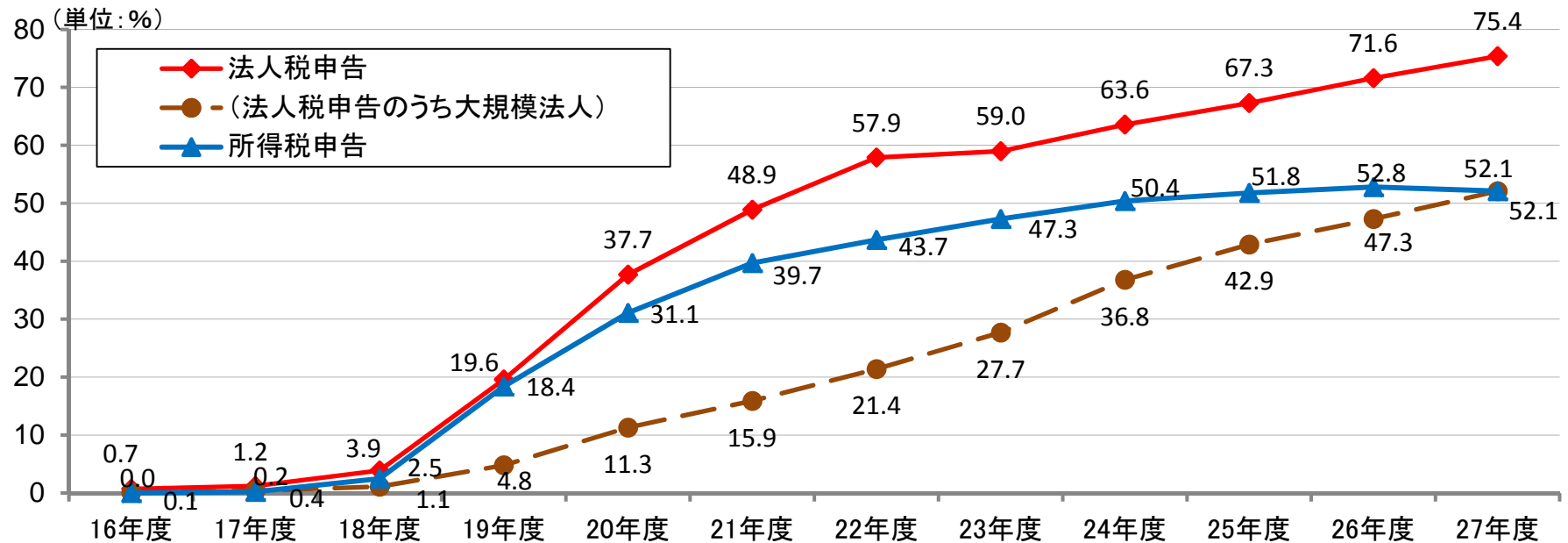
(注) 上記の見直しは、平成28年分以後の所得税について適用する。



事業者(源泉徴収義務者)は、提出された書類の内容に基づき、扶養控除の適用を判断し、源泉徴収・年末調整を行う必要。(書類の確認・保管に係る事務負担が追加的に発生。)

e-Tax(国税電子申告・納税システム)

- e-Taxは、所得税、法人税、消費税等の申告や法定調書・申請・届出の提出といった各種手続をインターネットを通じて行うシステム。納税も、電子納税(ダイレクト納付)やインターネットバンキング等を通じて行うことが可能。
- e-Taxは、納税者の利便性向上、行政事務の効率化に資するものであり、e-Taxの普及に向け利便性向上策を推進。



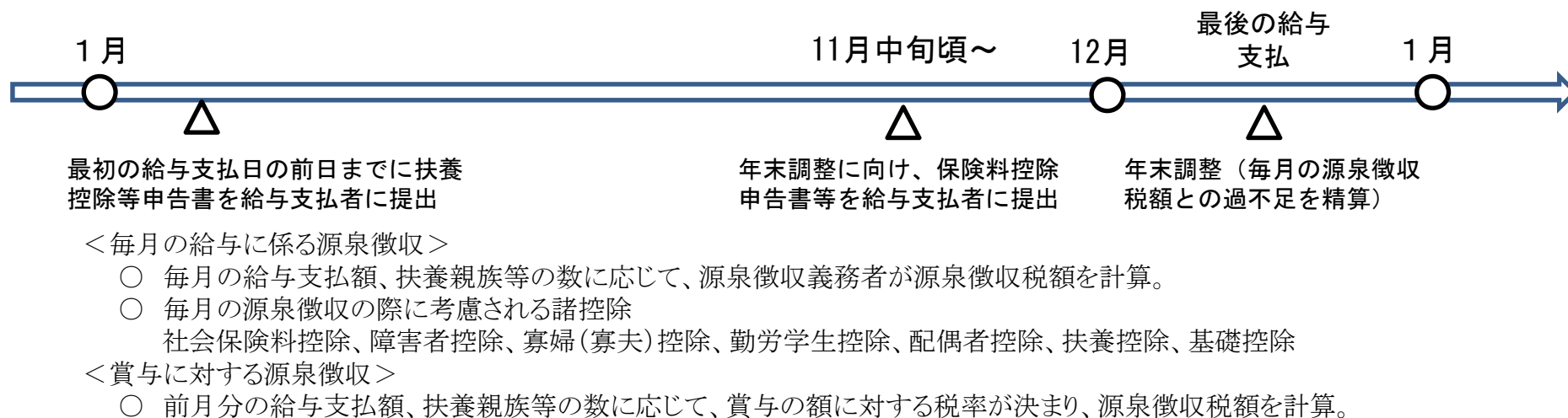
主な利便性向上策

- 電子申告における電子証明書省略(税理士等の代理送信における本人の電子署名省略)(平成19年～)
- 電子申告における第三者作成書類の添付省略(例:源泉徴収票、医療費の領収書等)(平成20年～)
- 添付書類のイメージデータ(画像)による提出
これまでe-Taxで申告等を行った場合でも、書面による提出が別途必要であった添付書類(契約書、出資関係図等)について、イメージデータによる提出を可能とした。(法人税関係:28年4月～、所得税関係:29年1月～)
- e-Taxで受付可能なデータ形式への変換機能(プログラム)の提供
市販の会計ソフトや自社ソフトで作成された財務諸表や勘定科目内訳明細書について、e-Taxで受付可能なデータ形式への変換機能を提供し、変換後の電子データによる提出を可能とした。(平成28年4月～)

(2)「従業員の納税に係る事務」に関する追加意見関連資料

給与所得に係る源泉徴収・年末調整の概要

- 源泉徴収**: 給与支払者が、給与支払時に支払額に応じて計算した所得税額を給与から差し引き国に納付するもの。
- 年末調整**: 給与支払者が、年最後の給与支払の際、被用者の源泉徴収税額と年税額の過不足額を精算するもの。



毎月の給与支払時に源泉徴収を行っても、以下の理由により、毎月の源泉徴収税額の合計額と年税額は一致しない。このため、年末に源泉徴収税額の過不足を精算（年末調整）する必要。

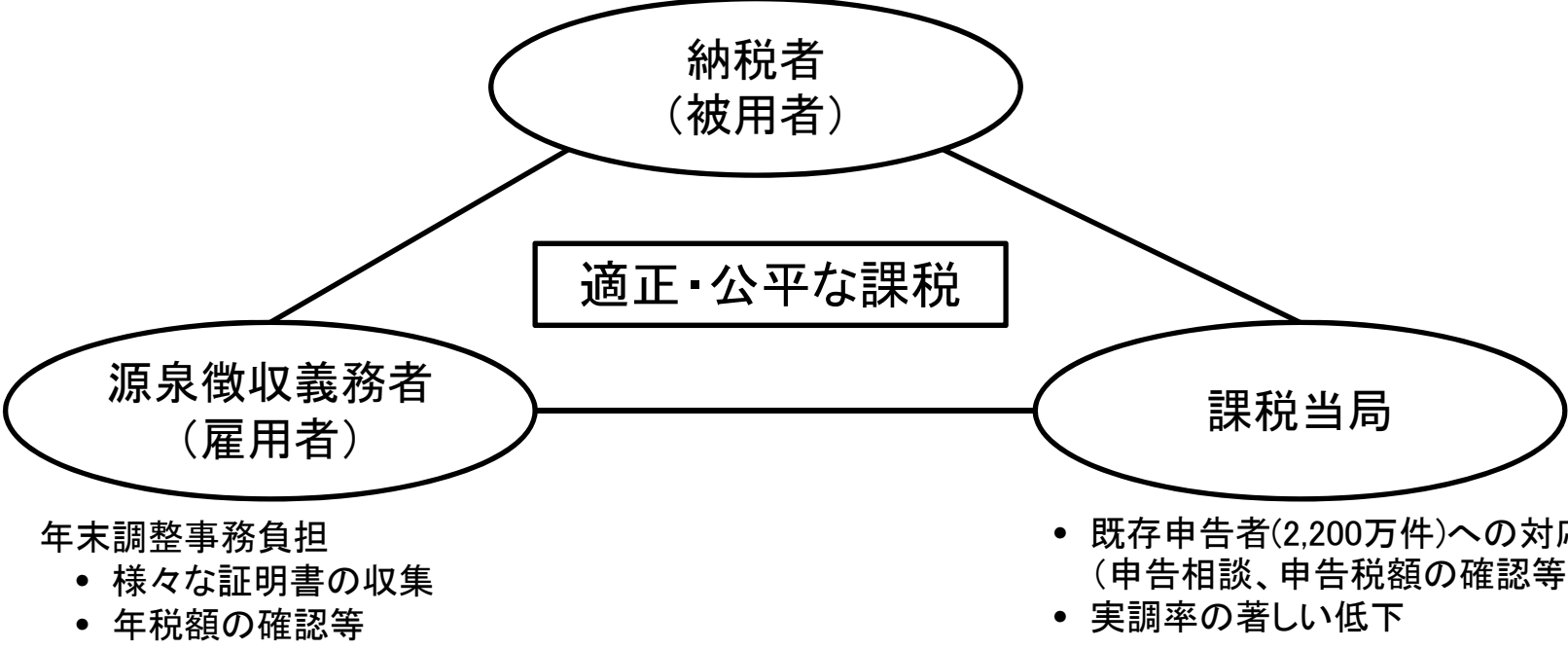
- 毎月の源泉徴収税額は、累進税率を加味した税額表により算出。超過勤務が多い月には、通常の間と比べ給与額が多くなり高い税率が適用され得るが、その税率と年税額の計算の際に適用される税率との間に差異が生じ得る。
- 毎月の給与の源泉徴収税額の計算に用いる税額表は、源泉徴収義務者における計算作業に配慮して、簡略化されている。（人的控除ごとに控除額は区々だが、例えば、老人控除対象配偶者や老人扶養親族の割増控除などは考慮しない。また、障害者控除や寡婦（寡夫）控除などは、通常の控除対象扶養親族がそれぞれ1人多くいるものとして税額を計算。）
- 年の途中で控除対象扶養親族数などに異動がある場合は、これまでの源泉徴収税額の調整が必要であるが、現行制度上、年末調整において調整している。
- 賞与に対する源泉徴収税率は、賞与が年間を通じて給与の5か月分が支払われるものとして算出されている。
- 生命保険料控除、住宅ローン控除等、年末調整の際に控除を行うものがある。

被用者の納税に係る事務負担の在り方(イメージ)

源泉徴収・年末調整制度は、人口規模、課税体系(金融所得の課税上の取扱等)を踏まえ、課税の基礎となる給与情報等を直接保有し、被用者と密接かつ継続的に関わりのある雇用者において源泉徴収税額の過不足を調整することが効率的と考えられる場合に適しており、同様の課税体系等を有する諸外国でも採用・継続されている制度。

被用者の納税事務を取巻く現状

- 申告納税制度の下、申告義務あり
- 確定申告に対する強い負担感
- 年末調整により、多くの者が確定申告が不要



ICT等の一層の活用により、雇用者の事務負担の軽減も図りつつ、多くの納税者の利便性も向上させ、被用者・雇用者・課税当局全体の社会的コストがネットで削減されるように、現行制度を見直すことが必要。